

福岡県公報

令和三年三月五日
第百八十号
増刊
①

目次

教育委員会

○福岡県教育庁組織規則の一部を改正する等の規則（教育庁総務企画課）……………1

教育委員会

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する等の規則を制定し、ここに公布する。

令和三年三月五日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第二号

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する等の規則

（福岡県教育庁組織規則の一部改正）

第一条 福岡県教育庁組織規則（平成三十年教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第九条中第四十二号を第四十三号とし、第三十六号から第四十一号までを一号ずつ

繰り下げ、第三十五号の次に次の一号を加える。

三十六 ふくおか教育月間に関する事。

第十九条第十一号中「、福岡県立ふれあいの家南筑後」を削る。

（福岡県教育財産管理事務取扱規則の一部改正）

第二条 福岡県教育財産管理事務取扱規則（昭和三十九年教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表県立ふれあいの家の項を削る。

（福岡県立ふれあいの家組織規則の廃止）

第三条 福岡県立ふれあいの家組織規則（平成二年教育委員会規則第三号）は、廃止す

る。

（福岡県立ふれあいの家の利用等に関する規則の廃止）

第四条 福岡県立ふれあいの家の利用等に関する規則（平成二年教育委員会規則第五号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。